

# 今月の経理情報

2006年 2月

## 今回のテーマ：「役員給与」 今後の税務上の取扱い

平成 18 年度税制改正により、役員給与についての税務上の取扱いが見直しされます。

### 実質的な一人会社におけるオーナー役員給与の給与所得控除相当額の損金不算入

適用対象（ 、 を両方満たす場合）	取扱い
同族会社の業務を主宰する役員（以下、業務主宰役員）及びその同族関係者等が、 発行済株式総数の 90%以上を有すること 常務に従事する役員の過半数を占めること	業務主宰役員に対して支給する給与のうち給与所得控除相当額は、損金不算入とされます。

#### 《適用対象となるケース》

- ・ 夫が株式を 100%保有し、妻（取締役）のみが業務を執行しているなど、実質的に一人で経営していることと変わらないような会社

#### 《適用対象とならないケース》

- ・ 上記のような会社であっても、他に日常業務に従事する親族ではない役員がいる場合
- ・ 親族以外の者が株式を 10%超保有している場合

適用除外（ 、 のいずれかの場合）
「所得金額」と「損金算入された役員給与の額」の合計額の過去 3 年平均額 800 万円である場合 800 万円 < の平均額 3,000 万円、かつ、 <u>業務主宰役員給与の額の過去 3 年平均額</u> の平均額 50%である場合

### 「定時定額要件」の緩和（一定の役員賞与の損金算入）

新会社法：役員賞与も、報酬と同様に、「職務遂行の対価」として取扱われます（361 条 1 項）。

会計基準：新会社法施行後は、役員賞与の費用処理が義務付けられます。

法人税法：役員賞与は「臨時的な給与」として、引き続き損金不算入とされます。

ただし、今改正により、つぎのものについては、損金算入ができます。

損金算入が認められる役員に対する「臨時的な給与」
確定時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与 （「利益を基礎として算定される給与」を除く） 例. あらかじめ定められた「毎月の報酬 + 年 2 回の役員賞与」 損金算入 非同族法人が業務を執行する役員に支給する「利益を基礎として算定される給与」で、つぎの要件を満たすもの イ. 損金経理をしていること ロ. 算定方法が報酬委員会の決定等の適正な手続によっており、かつ、有価証券報告書等で開示されていること等、透明性が認められるもの 例. 上場企業が役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型報酬制度を導入した場合

**お見逃しなく！**

1. 上記の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。
2. 「定時定額要件の緩和」において、「あらかじめの定め」に基づく給与が損金算入されるためには、支給決議の議事録程度では不十分で、税務署への事前の届出が必要とされる可能性があります。
3. 改正事項の要件等に不明な点があり、詳細については改正法案等を確認する必要があります。